

## わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止について

茨城県内では、これまでクマの生息は確認されていませんでしたが、今年度、県北地域（福島県との県境付近など）において、クマの出没が確認されています。

- ①クマ出没（H28.6.12） 常陸太田市徳田町地内
- ②クマ目撃（H28.6.25） 常陸太田市下高倉町地内
- ③クマ目撃（H28.8.16） 北茨城市小川地内（和尚山）

※出没等の場所は裏面参照

狩猟において、「わな」でクマを捕獲することは禁止されています。誤ってクマを捕獲しないため、出没場所付近での「わな」の使用は控えるほか、設置場所付近でクマの出没が確認された場合は、「わな」を移動するか、設置を中止して下さい。

なお、万が一「わな」による錯誤捕獲をしてしまった時は、危険ですので近寄らず、県または市町村へ連絡してください。

狩猟者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※参考（クマの錯誤捕獲を防ぐためには）

- ・イノシシ用の箱わなの場合、天井の中央部に30×30cm程度の穴を開けて、クマが出られる様にする。
- ・クマを誘引しにくいエサ（葉菜類など）を使用する。
- ・輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用を控える。

平成28年10月

茨城県生活環境部環境政策課

平成28年度 茨城県内におけるツキノワグマ出没等場所

